

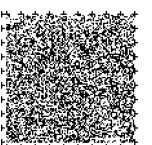
# 第2期嵐山町地域福祉計画 第1期嵐山町地域福祉活動計画

あたたかい心でつなぐ  
地域の輪 共生のまち  
らんざん



平成30（2018）年3月

嵐山町・嵐山町社会福祉協議会



# 計画策定の枠組み

## 1. 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化、格差の拡大等が進行しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化、コミュニティの脆弱化、さらには地域活動の担い手の高齢化や後継者不足等も指摘されており、地域における互助力も弱まりつつあります。

このような中、共助を担ってきた社会保険、公助を担ってきた福祉制度も少子高齢化等の影響を受けており、効果的で持続可能な社会保障制度の構築が喫緊の課題となっています。

嵐山町では、既に福祉分野を横断する計画として、嵐山町地域福祉計画を平成 25（2013）年 3 月に策定しており、現行の計画が平成 29（2017）年度で終了することから、見直しを行い、第 2 期嵐山町地域福祉計画を策定します。

また、地域共生社会の実現に向けては住民の主体的な参加が不可欠であり、その促進にあたって社会福祉協議会の活動との緊密な連携がより一層重要となることから、本町では地域福祉計画を社会福祉協議会が策定する嵐山町社会福祉活動計画と一体的に「第 2 期嵐山町地域福祉計画・第 1 期嵐山町地域福祉活動計画」として策定することとします。

## 2. 計画の位置づけ

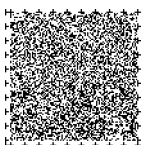
本計画を構成する嵐山町地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画に位置づけられます。また、福祉分野の各個別計画の上位計画として位置づけられます。

嵐山町地域福祉活動計画は、民間組織である社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画です。

本計画は官民連携計画と位置づけられます。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間とします。



# 基本理念と基本的方向性

## 1. 基本理念

町民の誰もが安心して暮らせるまちを実現していくためには、多様な生活課題を抱える町民に対し、必要な支援を適切に、かつ持続的に提供できるように本町なりの地域共生社会を構築していくことが求められます。この過程において、住民の主体的参加と住民・事業者・行政の連携・協働を前提とした前計画の理念は今後とも重要です。そこで、本計画では、前計画の基本理念を継承し、「あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんざん」を基本理念とします。

**【基本理念】**  
あたたかい心でつなぐ 地域の輪  
共生のまち らんざん

## 2. 基本的方向性

### 基本的方向性 1 ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり

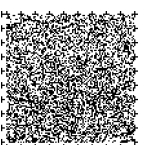
子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、町民の誰もがふれあい、支え合えるようにするとともに、ふれあい、支え合いを通じて誰もが輝けるまちづくりを推進します。

### 基本的方向性 2 誰もが我が事として参加し、生き活きと担えるまちづくり

町民の誰もが地域福祉を理解し、地域の課題を我が事としてとらえられるようにするとともに、身近な地域の福祉活動に参加し、生き活きと担える環境づくりを推進します。

### 基本的方向性 3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

町民の誰もが相互尊重のもとに、地域で安心して自分らしく暮らせるように、必要な支援に早期につながり、適切かつ持続的に得られるように、多様な連携・協働による包括的な福祉推進のまちづくりを推進します。



# 施策の展開

## 1. ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり

### (1) 日常的な見守り・支え合い活動の促進

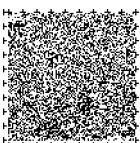
- 住民の主体的活動の促進により、地域を元気にする支え合いの仕組みを構築・推進します。
- 社会福祉協議会と商工会の連携による「嵐山おたすけサービス事業」については、ニーズに合わせて、利用会員の拡大を検討するとともに、内容の充実を図ります。また、担い手の確保を図ります。

嵐山町	1	介護予防・日常生活支援事業（総合事業）の充実
	2	高齢者見守り事業
	3	緊急通報システムの設置
	4	認知症サポート事業
	5	高齢者見守り・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会
	6	支え愛運動
	7	支え合いマップ
	8	ファミリー・サポート・センター事業
嵐山町社会福祉協議会	1	嵐山おたすけサービス事業（地域支え合いの仕組み推進事業）
	2	高齢福祉・在宅事業
	3	愛情弁当サービス・わくわく交流会食会

### (2) 避難行動要支援者支援の推進

- 支え合いマップの活用により、災害時に迅速に支援できる体制を整備します。
- 地域の防災・防犯活動に対して支援を行います。
- 災害時の福祉避難所の充実を図ります。
- 災害時に要支援者を地域で支援する「災害ボランティア」の育成を地域と行政で連携して行います。
- 地域間の連携や重層的な支援体制を構築します。

嵐山町	1	支え合いマップ（再掲）
	2	町内福祉施設との協力体制の確立
	3	防災ネットワークの確立
	4	避難行動要支援者支援ガイドラインの策定



### (3) 地域組織・団体との連携・ネットワークづくり

○関係機関（区長会、民生委員・児童委員、保健推進員等）相互の連携、ネットワークを強化し、誰もが安心して暮らしていける環境を整備します。

嵐山町	1 地域包括支援体制の充実
	2 高齢者見守り・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（再掲）
	3 町内福祉施設との協力体制の確立
	4 子育て支援のネットワークづくり
	5 分野横断的連携の推進
	6 地域福祉コーディネーターの設置の検討

### (4) 居場所・交流拠点づくり

○人の集まるイベントに関する情報を発信するとともに、地域にある様々な交流拠点を活用し、交流の機会や通いの場づくりを支援します。

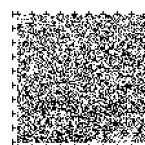
嵐山町	1 子育て支援事業
	2 地域ぐるみでの子どもの体験・交流・居場所づくり
	3 生涯スポーツの推進
	4 生き生きふれあいプラザやすらぎ
	5 地域に身近な交流拠点の整備
	6 産業と福祉が結びついた拠点の創出
嵐山町社会福祉協議会	1 ふれあい うきうきサロン（地域住民グループ支援事業）
	2 コミュニティ事業
	3 子育て支援事業

## 2. 誰もが我が事として参加し、生き活きと担えるまちづくり

### (1) 福祉意識の啓発

○様々な情報媒体や行事を活用し、福祉意識を高める意識啓発や理解促進を進めます。

嵐山町	1 障害者週間の周知
	2 福祉に関する講演会の開催
	3 広報紙、ホームページを利用した啓発活動
嵐山町社会福祉協議会	1 「ふくふく木曜会」による福祉推進活動



## (2) 福祉教育の推進

○体験学習や交流の機会、ボランティア活動等を通じて、児童・生徒に対する福祉教育や地域住民に対する福祉教育を進めていきます。

嵐山町	1 体験学習の実施
	2 福祉に関する学習
	3 道徳教育の推進

## (3) 地域福祉活動の担い手づくり

○介護予防のための自主活動組織を育成するとともに、自主活動が継続できるよう支援していきます。

○地域組織の活動が継続していけるよう支援していきます。

○ボランティアセンター等を通じて、情報提供や活動の機会づくりを進めていきます。

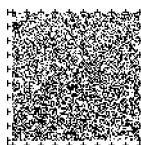
嵐山町	1 地域介護予防活動支援事業
	2 ボランティアの育成と活動支援
	3 ボランティアコーディネーターの配置
	4 ボランティアサポート委員会の設置
	5 ボランティア意識の高揚とボランティアの育成
	6 障害者のボランティア活動への参加促進
	7 子育て支援のための地域における人材育成
	8 人材バンクの設置検討
嵐山町社会福祉協議会	1 ボランティア活動の促進
	2 ボランティアの育成
	3 地域サロンサポーターの育成
	4 災害ボランティアの育成
	5 「ふくふく木曜会」による福祉推進活動（再掲）

## (4) 地域福祉活動の活性化

○地域組織・団体が継続的に活動していけるよう、支援していきます。

○町民が地域活動に参加するきっかけづくりを進め、活動の裾野を広げていきます。

嵐山町	1 老人クラブ活動への支援
	2 シルバー人材センターの活動支援
	3 福祉団体の育成
	4 町内事業所のボランティア活動支援
	5 団体間連携・協働の支援
嵐山町社会福祉協議会	1 補助金交付・団体事務事業

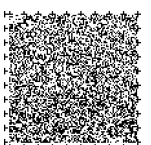


### 3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

#### (1) 相談支援体制の充実

- 高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等の相談を受け、地域における適切なサービス、機関、制度の利用につなげていけるよう支援していきます。また、障害者やその家族、子育て中の親等に対して、専門機関等との連携・協力のもと、総合的かつ、きめ細かな相談支援体制の充実を図ります。
- 地域住民の身近な相談者である民生委員・児童委員と連携を深め、問題解決に向けて専門機関にもつながる対応に努めます。
- 複数の専門分野にまたがる相談や制度の狭間で特定の窓口が設けられていない相談等に対し、各相談窓口の連携体制の整備等を通じて適切に対応できるようにします。

嵐山町	1 地域包括支援センター
	2 相談支援事業（地域生活支援事業）
	3 基幹相談支援センターの体制強化
	4 身体障害者巡回更生相談
	5 地域自立支援協議会
	6 訪問指導
	7 乳児相談・幼児相談
	8 すくすく相談
	9 おやこ教室
	10 身体障害者相談員・知的障害者相談員
	11 地域子育て支援センター事業
	12 子育て支援事業（再掲）
	13 幼稚園等における教育相談・情報提供事業
	14 相談窓口間の連携
	15 多職種連携
嵐山町社会福祉協議会	1 生活福祉資金貸付事業
	2 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」
	3 彩の国あんしんセーフティネット事業
	4 結婚支援事業



## (2) 情報提供・情報伝達の充実

○広報紙やホームページを充実し、福祉に関する情報提供や、地域における各種団体等の活動を積極的に支援していきます。

嵐山町	1 福祉サービス、介護サービス内容等の情報提供
	2 ICT 利用促進
	3 行政サービスの電子化への対応
	4 福祉情報スペースの開設
	5 視聴覚障害者に配慮した情報提供
	6 福祉サービスの情報提供
	7 地域子育て支援センター事業（再掲）
	8 子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言

## (3) 権利擁護・虐待防止

○ネットワークの充実を図り、異常の早期発見・対応に努めます。

○成年後見制度の周知を図り、判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護に関する取組を推進します。

○高齢者・障害者・子どもの虐待や家庭内での暴力（DV）の問題については、いち早く発見、通告できるよう地域との連携を密にするとともに、通告があった場合は迅速に対応できる体制を整備します。

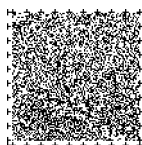
嵐山町	1 成年後見制度利用支援事業
	2 総合相談事業
	3 高齢者見守り・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（再掲）
	4 障害者虐待防止センター
	5 障害者差別の解消
	6 子どもの権利擁護と相談体制の充実
	7 DV防止の推進
嵐山町社会福祉協議会	1 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」（再掲）
	2 彩の国あんしんセーフティネット事業（再掲）

## (4) 生活困窮者の自立支援

○町民に対し、制度の周知を図ります。

○町民に最も身近な行政として、生活に困窮した町民、生活困窮に陥りそうな町民の早期把握に努めます。

嵐山町	1 生活困窮者自立支援制度の周知
	2 生活困窮者の早期把握と情報提供
嵐山町社会福祉協議会	1 生活困窮者自立支援制度の周知
	2 生活福祉資金貸付事業（再掲）





## (5) サービスの質の向上と適切な利用促進

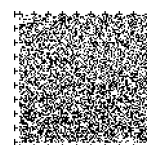
- サービス提供事業者の質の向上につながるよう、情報提供や研修支援を進めます。
- 第三者評価を推進し、適切なサービスが行われているか点検・評価を行っていきます。

嵐山町	1 介護サービスの苦情解決・相談体制
	2 介護支援専門員・介護支援従事者等資質向上研修
	3 障害者計画・障害福祉計画における点検・評価体制
	4 次世代育成支援行動計画における第三者評価の推進
	5 幼稚園や保育所と小学校との連携

## (6) 安全・安心のまちづくりの推進

- 地域や学校等と連携して防犯活動を推進します。
- 地域で防犯活動等を行う関係団体を支援します。
- 学校教育や生涯学習等により、防犯や交通安全に関する学習の充実を図ります。
- 安全・安心なまちづくりの一環として、自殺対策計画を策定し、計画的に取組を推進します。
- 利便性の高い移動手段の確立と買い物弱者の支援に取り組めます。
- 町全体の生活空間を利用しやすいものにするため、ユニバーサルデザインの視点に立って取り組めます。

嵐山町	1 支え合いマップ（再掲）
	2 町内福祉施設との協力体制の確立（再掲）
	3 防災ネットワークの確立（再掲）
	4 避難行動要支援者支援ガイドラインの策定（再掲）
	5 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	6 防犯対策事業、嵐山パトロールセンター管理事業
	7 自殺対策計画の策定
	8 自主防災組織育成事業
	9 防災対策事業
	10 移動手段の確保
	11 コミュニティビジネス事業
	12 道路や交通関連の整備
	13 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進





---

あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんざん  
第2期嵐山町地域福祉計画  
第1期嵐山町地域福祉活動計画

平成30年3月発行

発行 嵐山町・嵐山町社会福祉協議会

編集 嵐山町健康いきいき課・嵐山町社会福祉協議会

嵐山町 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会

〒355-0221 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷 487-1

---

